

# 我孫子市商店街活性化事業補助金

## 制度概要



手賀沼のうなぎちゃん

我孫子市役所商業観光課

2020年4月1日

## 本日の説明会内容

- ▶ 補助金概要
- ▶ 補助事業共通項目
  1. 活性化計画作成支援事業
  2. 商店街団体活性化事業（活性化取組事業）
  3. 商店街団体活性化事業（施設整備事業）
  4. 商店街街路灯等維持管理事業
- ▶ 申請方法、留意点
- ▶ 参考例に基づく申請の流れ
- ▶ 質疑応答



疑問があれば  
商工会又は商業  
観光課まで

## これまでの制度とこれからの制度

2019年度まで

我孫子市の行っている補助制度

我孫子市空き店舗活用補助金交付要綱  
我孫子市商店街街路灯等維持管理費補助金交付要綱  
我孫子市商店街施設建設事業補助金交付要綱

商工会の行っている補助（本制度に関連するもの）

市内各おまつりに対する補助

2020年度から

我孫子市新補助制度

我孫子市商店街活性化事業補助金

2019年で終了  
我孫子市へ一本化

大きく制度が変わるので注意してほしいな～

## 補助金概要

開始時期	令和2（2020）年4月1日施行
補助対象者	商店街団体又は商店街団体を主たる構成員とする団体
補助内容 （商業活性につながる取組み）	1. 活性化計画作成支援事業
	2. 商店街団体活性化事業（活性化取組事業）
	3. 商店街団体活性化事業（施設整備事業）
	4. 商店街街路灯等維持管理事業
補助金額	対象経費の一部（取組みによって1/3～1/2以内の額を補助）
その他	一部は県の補助制度も活用できる

大切なことだから、覚えておいてほしいなあ

## 1.活性化計画作成支援事業

内容	我孫子市の特色や住民のニーズを踏まえた地域商業の活性化を図るための計画策定事業を支援
補助対象	地域商業が抱える課題を明らかにする取組や、この取組で明らかになった課題や地域住民の意向を踏まえた今後の方向性の検討や <b>計画策定</b> など
補助金額	対象経費の <b>5分の2以内</b> の額を補助
年度あたりの補助限度額	補助限度額： <b>50万円</b>



千葉県補助事業も一部対象うな

## 2.商店街団体活性化事業（活性化取組事業）

内容	我孫子市の商業活性化を図るため、商店街団体等の事業計画に基づく取組に対して支援
補助対象	研修や勉強会、商店街団体等が主体となって取組むイベント、 <b>フリーマーケット、イルミネーション、商店街団体等のホームページ開設</b> など
補助金額	対象経費の <b>2分の1以内</b> の額を補助
年度あたりの補助限度額	商店街団体の <b>構成員数に応じて変動</b> （次ページの表）



一番使われると思うな

## 2.商店街団体活性化事業（活性化取り組み事業）

### ・年度あたりの補助限度額

商店街団体 構成員の数	補助限度額
～10人	100,000円
11人～25人	200,000円
26人～40人	400,000円
41人～65人	700,000円
66人～85人	1,000,000円
86人～100人	1,500,000円
101人～	2,000,000円

### ▶ たとえば・・・

商店会の人数が50人で、100万円かかったイベントを開催した場合

補助対象経費の2分の1(50万円)と

商店会の人数50人の上限額70万円を比べて少ない方の額50万円が支給。

同年度中ほかのイベントを開催しても、残り20万円まで補助が使える。

頑張ればそれだけ貰える補助金が増えるうなあ



## 3.商店街団体活性化事業（施設整備事業）

内容	我孫子市の商業活性化を図るため、商店街団体等の事業計画に基づく施設整備事業を支援
補助対象	街路灯の設置・撤去・LED化、防犯カメラ・AEDの設置、駐車場等の設置、空き店舗を活用したコミュニティスペースの設置など
補助金額	対象経費の3分の1以内の額を補助 (空き店舗の活用に係るものは5分の2以内の額)
年度あたりの補助限度額	補助限度額：300万円

街路灯の撤去も補助の対象になったうな～



## 4.商店街街路灯等維持管理事業

内容	商業の振興及び市民の利便性の向上に資するため、街路灯等を所有し、維持管理を行う商店街団体の維持管理事業を支援
補助対象	街路灯等の電気料
補助金額	対象経費（＝電気料）の2分の1以内の額を補助
年度あたりの補助限度額	補助限度額：30万円



これまでの補助も引き続き続けていこうな～

## 補助内容まとめ

No.	補助対象となる取組み	具体例	補助対象事業の経費	補助金の額	千原県地域商業活性化事業補助金対象	当該年度補助限度額																		
1	活性化計画作成支援事業	地域商業が抱える課題を明らかにする取組や、この取組で明らかになった課題や地域住民の意向を踏まえ今後の方向性の検討や計画策定など	<ul style="list-style-type: none"> <li>左欄に掲げる事業に要する費用に石欄に掲げるもの、</li> <li>その他経費 上記に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める費用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>謝金</li> <li>交通費</li> <li>消耗品費及び原材料費</li> <li>委託料</li> <li>使用料</li> <li>その他経費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>謝金、講師等外部専門家に対する謝金</li> <li>委員、講師等外部専門家の旅費</li> <li>1品につき1万円未満の物品に限る。</li> <li>計画作成委託費等</li> <li>施設使用料（会議等で使用する場合に限る。）及び物品の借上費（レンタル等）</li> </ul>	対象経費の5分の2以内の額（1,000円未満切り捨て）	市の補助額を上限として対象経費の5分の2以内の額（市と別に上限あり）	50万円																
2	商店街団体活性化取組事業	研修や勉強会、商店街団体が主体となって取り組むイベント、フリーマーケット、イルミネーション、商店街団体等のホームページ開設など	<ul style="list-style-type: none"> <li>左欄に掲げる事業に要する費用に石欄に掲げるもの、</li> <li>その他経費 上記に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める費用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>謝金</li> <li>交通費</li> <li>消耗品費及び原材料費</li> <li>印刷製本費</li> <li>通達運搬費</li> <li>保険料</li> <li>研修費</li> <li>委託料</li> <li>使用料</li> <li>電気料</li> <li>警備費</li> <li>備品費</li> <li>その他経費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>出演料、アルバイト代、農具代等</li> <li>委員、講師等外部専門家の旅費</li> <li>1品につき1万円未満の物品に限る。</li> <li>チラシ・ポスター印刷、商店街ガイドマップの作成等</li> <li>イベント開催等に伴う通達料に限る。</li> <li>イベント開催等に伴う保険料に限る。</li> <li>勉強会・講座受講料（宿泊を伴うものを除く。）</li> <li>マーケティング調査費、イベント外注費、商店街団体等のホームページ作成費等</li> <li>施設使用料（会議、イベント等で使用する場合に限る。）及び物品の借上費（レンタル等）</li> <li>イルミネーション等（一時的なイベントに限る。）</li> <li>イベント開催時の交通整理に限る。</li> <li>商店街団体等の運営を効果的・効率的にする物品で、1品につき1万円以上のもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象経費の2分の1以内の額（1,000円未満切り捨て）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市の補助額を上限として対象経費の3分の1以内の額（空き店舗の活用に係るものは5分の2以内）（市と別に上限あり、主に新規事業、一部対象外あり）</li> </ul>	<table border="1"> <tr> <th>商店街団体等 構成員の数</th> <th>補助限度額</th> </tr> <tr> <td>～10人</td> <td>10万円</td> </tr> <tr> <td>11人～25人</td> <td>20万円</td> </tr> <tr> <td>26人～40人</td> <td>40万円</td> </tr> <tr> <td>41人～65人</td> <td>70万円</td> </tr> <tr> <td>66人～85人</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>86人～100人</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td>101人～</td> <td>200万円</td> </tr> </table>	商店街団体等 構成員の数	補助限度額	～10人	10万円	11人～25人	20万円	26人～40人	40万円	41人～65人	70万円	66人～85人	100万円	86人～100人	150万円	101人～	200万円
商店街団体等 構成員の数	補助限度額																							
～10人	10万円																							
11人～25人	20万円																							
26人～40人	40万円																							
41人～65人	70万円																							
66人～85人	100万円																							
86人～100人	150万円																							
101人～	200万円																							
3	商店街団体施設整備事業	街路灯等の設置・撤去・LED化、防犯カメラ・AEDの設置、駐車場等の設置、空き店舗を活用したコミュニティスペースの設置など	<ul style="list-style-type: none"> <li>左欄に掲げる事業に要する費用に石欄に掲げるもの、</li> <li>その他経費 上記に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める費用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>工事費</li> <li>その他経費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>空き店舗改装費、隣接整備費、街路灯等の設置・改修・撤去・LED化等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象経費の3分の1以内の額（空き店舗の活用に係るものは5分の2以内）（1,000円未満切り捨て）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市の補助額を上限として対象経費の3分の1以内の額（空き店舗の活用に係るものは5分の2以内）（市と別に上限あり、主に新規事業、一部対象外あり）</li> </ul>	300万円																
4	商店街街路灯等維持管理事業	商店街団体が設置し、維持管理している街路灯等の毎年1月分から12月分までの電気料金で、当該商店街団体が支払ったもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>左欄に掲げる事業に要する費用に石欄に掲げるもの、</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>電気料</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>商店街団体が設置し、維持管理している街路灯等の毎年1月分から12月分までの電気料金で、当該商店街団体が支払ったもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象経費の2分の1以内の額（1,000円未満切り捨て）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象外</li> </ul>	30万円																



一覧にしてみましたな～



## 留意点

荒天などでイベントが中止になった場合でも、**執行済みの経費については補助対象に**（保険で賄われる分を除く）

事業を取り組む前の年度の**9月30日までに要望**を行っていないと**補助対象**とならない！

補助No.2の「商店街団体活性化事業（活性化取組事業）」の**会員数算定基準日は、取組を行う前の年度の9月1日現在**になる

審査により申請額どおり決定されない場合がある（補助対象外である飲食費を申請額に含めてしまった場合など）

事業の内容によっては、千葉県  
の行う補助金の対象になる可能性も！

領収書宛先や日付なども気を付けてほしいうあ



お読みいただきありがとうございました。  
申請をお考えの方は、要綱も必ずご確認ください。